

飲酒

アルコールは、気分をリラックスさせ、場を盛り上げる潤滑油になりますが、飲みすぎると脳の機能を抑制し、確実に判断力や反射速度が低下します。

誤った飲み方をすれば、急性アルコール中毒などによる死亡事故にも繋がる危険性をはらんでいます。大学生の飲酒事故が相次いだことを受け、2012年文部省より全国の大学等に未成年の飲酒禁止と飲酒強要の防止を求める通知がはじめて出されました。

体質によってアルコールに強い人、弱い人がいます。これはアルコールを代謝する酵素（アセトアルデヒド脱水素酵素）が欠けていたり、働きが弱いために、日本人の4～5割はアルコールに弱いといわれています。他人にお酒を無理に飲ませることは厳に慎まなければなりません。

イッキ飲みを強要したり、はやしたてるだけでも、刑事・民事責任を問われることがあります。人の命にかかわりかねないことです。「軽い気持ち」では済まされません。



1	飲酒の強要	上下関係・部の伝統・集団によるはやしたて・罰ゲームなどといった形で心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込むことです。
2	イッキ飲ませ	場を盛り上げるために、イッキ飲みや早飲み競争などをさせること。「イッキ飲み」とは一息で飲み干すこと、早飲みも「イッキ」と同じです。
3	意図的な酔いつぶし	酔いつぶすことを意図して、飲み会を行なうことで、傷害行為にもあたります。ひどいケースでは吐くための袋やバケツ、「つぶれ部屋」を用意していることもあります。
4	飲めない人への配慮を欠くこと	本人の体質や意向を無視して飲酒をすすめたり、宴会に酒類以外の飲み物を用意してない、飲めないことをからかったり侮辱したりする、などです。
5	酔ったうえでの迷惑行為	酔ってからむこと、悪ふざけ、暴言・暴力、セクハラ、その他のひんしゅく行為。

コンパ参加者の「責任」5か条！ 飲ませる側の責任は重大です。

その1	アルハラのない飲み会にしましょう。 つまり、酒にまつわるいやがらせ、人権侵害をなくす。特に主催者・幹事は飲めない人のためにノンアルコール飲料を用意しましょう。
その2	「吐く人の出ない飲み会」にしましょう。 「吐かせればよい」という考え方は非常に危険であると認識しましょう。
その3	酔いつぶれた人が出た場合は最後まで責任をもちましょう。 意識がない場合は救急医療につなげるなどの対処をし、絶対に一人にしないようにしましょう。
その4	未成年者の飲酒は法律で禁じられています。 20歳未満は身体が未発達で飲酒による影響が特に大きいので飲ませないようにしましょう。
その5	車を運転する予定の人に飲酒させることは、法律で禁じられています。